

＜教育カードローン＞商品概要説明書

令和2年4月1日現在

1. 商 品 名	きたしん教育カードローン
2. ご利用 いただける方	下記の条件を満たしている方 ・年齢が満20歳以上の方 ・子弟等が学校等に就学中または就学予定である方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を得られる方 ・当金庫の事業区域内に居住又は勤務されている方、若しくは、当金庫の事業区域内に転居することが確実と見込まれる方
3. お使いみち	申込人の子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる学校等への納付金および就学にかかる付帯費用
4. ご融資金額	50万円以上500万円以内（10万円単位）
5. ご利用期間	入学前・在学中においてカードローンによる当座貸越契約期間5年以内（1年ごとの更新） ※医学部・薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、最長7年かつ卒業予定月の3ヵ月後の月末まで ※子弟等が進学する際、被保証人が引き続き教育カード当貸の利用を希望する場合は、保証期間の延長ができます。（卒業後、証書貸付へ切替えを行い、返済期間3ヶ月以上10年以内でご返済いただきます。
6. ご融資利率	固定金利となります。詳しくは窓口にお尋ねください。
7. お利息の計算方法	カードローンのご利用時においては、毎日の最終残高について付利単位を1円とした1年365日とする日割計算
8. ご返済方法	カードローンのご利用時においては、利息のみの返済（随時、元金の返済可） 証書貸付でのご返済時は、元金均等及び元利金等の2種類の返済方法があります。また、50%の範囲内でボーナス併用も選択できます。
9. 保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。 但し、しんきん保証基金より保証条件となった場合は必要となります。
10. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または北上信金苦情相談所（北上信用金庫 総務企画部 9時～17時、電話0197-72-7828）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記北上信金苦情相談所または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
11. その他	審査の結果ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。また、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。 カードローンは、当金庫および他の信用金庫、銀行、信用組合、農協、労働金庫、郵便局等、提携金融機関のATMでご利用できます。